



鳥取県公報

令和5年3月30日（木）
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（22）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（23）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則（24）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（2）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 15
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（3）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令（4）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
◇ 公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（5）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 29

公布された規則のあらまし

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部が改正され、心身障がい者を多数雇用する事業所に対する特例措置を設けること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 心身障がい者を多数雇用するものとして規則で定める事業所は、常時雇用する心身障がい者（短時間労働者を除く。）の数と短時間労働重度心身障がい者の数を合計した数に短時間労働心身障がい者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が20以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障がい者数の割合が2分の1以上であるものとし、事業所の事業の用に供する施設で規則で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律による助成金の支給を受けて取得した施設で作業の用に供するものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和5年4月1日とする(1)に関する事項を除き、公布の日とする。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 地方自治法施行令の一部が改正され、私人に収納の事務を委託することができる普通地方公共団体の歳入の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 私人に収納の事務を委託することができる歳入及び収納の事務を委託することができる者の基準について定める。
- (2) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
- (3) 次に掲げる会計管理者の事務をそれぞれに定める課の出納員に委任する。
 - ア 一般旅券の発給の手数料の収納事務 交流人口拡大本部観光交流局交流推進課
 - イ 全日本空輸株式会社が提供する国内線に係る法人向けの出張手配システムによる航空券の取消しに伴う払戻金に係る収納事務 総務部総合事務センター庶務集中課
 - ウ 個人情報開示請求等に係る手数料の収納事務 地域づくり推進部県民参画協働課
 - エ 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例等の規定により講ずる斜面の安全の確保等のための措置に要する費用に充てるための保証金の収納事務 生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（令和4年鳥取県条例第31号）第1条中鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第232条の改正規定の施行期日は、令和5年4月1日とする。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(法人の県民税均等割の減免の手続) 第35条の5 条例第41条の3第1項の規則で定める法人は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>法第52条第2項第3号</u> に規定する公共法人等(認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。)で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの ア～オ 略 2～5 略			(法人の県民税均等割の減免の手続) 第35条の5 条例第41条の3第1項の規則で定める法人は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>法第52条第2項第4号</u> に規定する公共法人等(認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。)で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの ア～オ 略 2～5 略		
(自動車税の課税免除の手続) 第50条の10 略 2・3 略 4 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。			(自動車税の課税免除の手続) 第50条の10 略 2・3 略 4 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。		
課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類	課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略			略		
(4) 条例第137条第2項第11号に係るもの	第64号様式の2その1	ア～ウ 略 エ 知事又は市町村の長が交付した <u>交通空白地有償運送路線</u> の運行に係る補助金交付決定通知書の写し	(4) 条例第137条第2項第11号に係るもの	第64号様式の2その1	ア～ウ 略 エ 知事又は市町村の長が交付した <u>過疎地有償運送路線</u> の運行に係る補助金交付決定通知書の写し

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(不動産取得税の減免に係る心身障害者を多数雇用する事業所等)</u></p> <p>4 <u>条例附則第19条第1項に規定する規則で定める事業所は、常時雇用する令第56条の68第2項第1号に規定する心身障害者（同項第2号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同条第2項第3号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第1項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が20以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が2分の1以上である事業所とする。</u></p> <p>5 <u>条例附則第19条第1項に規定する施設で規則で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて取得した施設で作業の用に供するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p>
---	---

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の4その2を次のように改める。

第53号様式の3（第35条の3、第37条の2関係）

法人事業税・特別法人事業税
・加算金更正決定通知書

住所

氏名

様

次のとおり更正決定したので通知します。この通知に基づき不足税額及び不足税額に対する延滞金額又は加算金額については、納付書により、指定納期限までに納付してください。

更正決定額
指定納期限
更正決定の理由

年月日
職氏名

(表面)

通知番号/課税番号	事業年度 年 月 日から 年 月 日まで	申告区分	申告期限		申告年月日	税務官署の処理	資本金等の額	
			年 月 日	年 月 日				
県民税	課税標準となる法人税額の総額(1)	課税標準額	更正決定額	税率(%)	税額	既納付確定額	増減額	
								本県分の課税標準となる法人税額(2)
								道府県民税の特定寄附金税額控除額(3)
								税額控除超過額相当の加算額(4)
								控除対象所得税額等相当の控除額(5)
								外国の法人税額等の額の控除額(6)
								仮装経理に基づく控除額(7)
								利子割額(8)
								差引法人税割額(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9)
								租税条約の実施に係る控除額(10)
								通水であった既選付請求利子割額(11)
								納付すべき法人税割額(9)-(10)+(11)-(12)
								平均(12)+(13)
								控除しきれなかった利子割額(14)
所得金額の総額(16)								
事業税	課税標準額	課税標準額	更正決定額	税率(%)	税額	既納付確定額	増減額	
								又又は(21)+(23)+(25)+(27)+(29)+(31)+(33)+(35)(36)
								法第七号以下(17)の金額(18)
								所得金額(19)
								計(17)+(18)+(19)(20)
								軽減税率不適用法人の金額(21)
								付加価値額の総額(22)
								付加価値額の総額(23)
								資本金等の額の総額(24)
								資本金等の額の総額(25)
								取入金額の総額(26)
								取入金金額(27)
								所得金額の総額(28)
								所得金額(29)
付加価値額の総額(30)								
付加価値額の総額(31)								
資本金等の額の総額(32)								
資本金等の額の総額(33)								
取入金額の総額(34)								
取入金金額(35)								
計(20)又は(21)+(23)+(25)+(27)+(29)+(31)+(33)+(35)(36)								
平成28年改正法附則第5条の控除額(37)								
事業税の特定寄附金税額控除額(38)								
仮装経理に基づく控除額(39)								
租税条約の実施に係る控除額(40)								
差引計(36)-(37)-(38)-(39)-(40)(41)								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割額(42)								
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の取入割額(43)								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の取入割額(44)								
仮装経理に基づく控除額(45)								
租税条約の実施に係る控除額(46)								
差引計(42)+(43)+(44)-(45)-(46)(47)								
通	少	加	算	金	(48)			
(加	算	分)	(49)			
(加	算	分)	(51)			
重	加	算	分	金	(52)			

第60号様式を次のように改める。

第60号様式(第42条関係)

受 付 印		※ 処 理 事 項	入力確認	精査検算	課税番号	調定事由
年 月 日	特別徴収義務者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		㊟		
職 氏名 様	経営施設	所 在 地				
		名 称				
電 話 番 号		自宅		経営施設		

年 月 ゴルフ場利用税 納入申告書

区 分		利用人員 ①	税 率 ②	税 額 ①×②
通常の利用		人	円	円
特 例 の 利 用	年齢65歳以上70歳未満の者	人	円	円
	ねんりんピック等の出場選手	人	円	円
	国民スポーツ大会に準ずる競技会の競技及びその競技会について指定された練習日における練習のために利用するプロゴルファー以外の選手	人	円	円
	早 朝 ・ 薄 暮	人	円	円
	小 計	人	円	円
	非課税の利用	人		
非 課 税 の 利 用	年齢18歳未満の者	人		
	年齢70歳以上の者	人		
	障 が い 者	人		
	国民スポーツ大会及びその公式の練習のために利用する選手	人		
	学 生 等	人		
	国際競技大会及びその公式の練習のために利用する選手	人		
小 計	人			
計		人	円	円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例施行規則附則第4項及び第5項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計管理者の事務の委任)</p> <p>第6条 知事は、法第171条第4項の規定に基づき、<u>別表第2</u>に定めるところにより会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任させるものとする。</p> <p>(徴収又は収納の委託の検査)</p> <p>第26条の2 略</p> <p><u>(収納の事務を委託することができる歳入等)</u></p> <p>第26条の3 <u>令第158条の2第1項の規則で定める歳入は、別表第3に掲げる歳入とする。</u></p> <p><u>2 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</u></p> <p><u>(2) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を受託し、又はこれらに類するものの収納に関する事務を処理した実績があること。</u></p> <p><u>(3) 収納した歳入金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、及び県に遅滞なく必要な報告を行うことができること。</u></p> <p><u>(4) 個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることができること。</u></p> <p>第38条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事又は出納機関の長の行う支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類又</p>	<p>(会計管理者の事務の委任)</p> <p>第6条 知事は、法第171条第4項の規定に基づき、<u>別表第1の2</u>に定めるところにより会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任させるものとする。</p> <p>(徴収又は収納の委託の検査)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>第38条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事又は出納機関の長の行う支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類又</p>

は電磁的記録は、別表第4に定める区分によるものとする。

5 前項の別表第4に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第5に定める経費（第70条第5号に掲げる経費を除く。）に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第5に定める区分によらなければならない。

6・7 略

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県福祉相談センター	課長補佐
略	

別表第2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課	鳥取県多言語観光ホームページに係る宿泊成約手数料の収納事務
交流人口拡大本部観光交流局交流推進課	鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第4号に規定する手数料の収納事務
略	
総務部総合事務センター庶務集中課	1～4 略 5 <u>全日本空輸株式会社が提供する国内線に係る法人向けの出張手配システムによる航空券の取消しに伴う払戻金に係る収納事務</u>
略	
地域づくり推進部県民参画協働課	1・2 略 3 <u>鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第16条第1項の規定による手数料の収納に関する事務</u>
略	
地域づくり	鳥取県手数料徴収条例第2条第1

は電磁的記録は、別表第2に定める区分によるものとする。

5 前項の別表第2に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第3に定める経費（第70条第5号に掲げる経費を除く。）に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第3に定める区分によらなければならない。

6・7 略

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県福祉相談センター	課長補佐
鳥取県倉吉児童相談所	次長
鳥取県米子児童相談所	室長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課	鳥取県多言語観光ホームページに係る宿泊成約手数料の収納事務
略	
総務部総合事務センター庶務集中課	1～4 略
略	
地域づくり推進部県民参画協働課	1・2 略
略	
地域づくり	鳥取県手数料徴収条例（平成12年

推進部文化財局文化財課	項第325号に規定する手数料の収納事務
略	
生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課	1～5 略 6 <u>鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）第20条第1項及び同条第2項の規定による保証金の収納事務</u>
略	
鳥取県米子工事検査事務所	物品の出納及び保管に関する事務
略	
2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務
略	
鳥取県中部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)・(2) 略 (3) 生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金 (4)～(11) 略
鳥取県西部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)・(2) 略 (3) 生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金 (4)～(12) 略
略	
鳥取県福祉相談センタ	1 児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務

推進部文化財局文化財課	<u>鳥取県条例第37号）第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務</u>
略	
生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課	1～5 略
略	
鳥取県米子工事検査事務所	1 物品の出納及び保管に関する事務 2 <u>旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務</u>
略	
2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務
略	
鳥取県中部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)・(2) 略 (3) 生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（ <u>児童相談所長の措置に係るものを除く。</u> ）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金 (4)～(11) 略
鳥取県西部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)・(2) 略 (3) 生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（ <u>児童相談所長の措置に係るものを除く。</u> ）、知的障害者措置費及び養育医療費の負担金 (4)～(12) 略
略	
鳥取県福祉相談センタ	1 児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務

一	2 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	

一・鳥取県 米子児童相 談所	2 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
鳥取県倉吉 児童相談所	児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務
略	

別表第3 (第26条の3関係)

区分	歳入の名称
損害賠償金	県営住宅において公営住宅法（昭和26年法律第193号）第29条第7項の規定により徴収する金銭、第32条第3項の規定により徴収する金銭及び同条第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより入居者に対して請求する損害賠償金
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年条例第49号）第24条第3項の規定により徴収する金銭及び同条第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより入居者から徴収する徴収金並びに同条第7号に該当することにより同居者から徴収する徴収金
不当利得による返還金	職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下この表において同じ。）に支給した給与に過誤払があった場合における徴収金
	職員の給与から厚生年金保険料の源泉控除を行うことができない場合における当該職員の社会保険料相当額の徴収金
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に基づき徴収する児童扶養手当の不正受給があった場合における徴収金
	商工労働部長の定めるところにより新たに県内在住者の正規雇用に努めた事業主に対して支給された奨励金の支給決定の取消しに伴う返還金
	鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取

県条例第4号) 附則第3項の規定により
 なおその効力を有するものとされた同条
 例附則第2項の規定による廃止前の鳥取
 県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥
 取県条例第8号) 第3条第1項の規定に
 よる認定を受けた企業立地事業を実施す
 る者に交付された企業立地事業補助金の
 交付決定の取消しに伴う返還金

別表第4 (第38条の2 関係)

略

別表第2 (第38条の2 関係)

略

別表第5 (第38条の2 関係)

略

別表第3 (第38条の2 関係)

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県会計規則第26条の3の規定は、この規則の施行の日以後に調定する歳入について適用する。

訓 令

鳥取県訓令第2号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関（総合事務所にあつては鳥取県行政組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）<u>並びに同条第1項の表の中欄に掲げる倉吉児童相談所及び同条第2項の表の中欄に掲げる米子児童相談所</u>と、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）、鳥取県会計管理局組織規則第2条第2項の規定により設置された米子工事検査事務所及び特定機関をいう。</p> <p>(4)～(18) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関（総合事務所にあつては鳥取県行政組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）と、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）、鳥取県会計管理局組織規則第2条第2項の規定により設置された米子工事検査事務所及び特定機関をいう。</p> <p>(4)～(18) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定（以下これらの規定を「暫定再任用関係規定」という。）により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、配置換（前2号に掲げるもの及び勤務延長職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職（前号に掲げるもの及び次条第2項の規定に基づくものを除く。）、兼務（前号に掲げるもの及び次条第1項の規定に基づくものを除く。）、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除（前号に掲げるもの及び次条第3項の規定に基づくものを除く。）、事務取扱</u></p>	<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）、又は<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、配置換（前2号に掲げるもの及び勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職（前号に掲げるもの及び次条第2項の規定に基づくものを除く。）、兼務（前号に掲げるもの及び次条第1項の規定に基づくものを除く。）、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除（前号に掲げるもの及び次条第3項の規定に基づくものを除く。）、事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達</u></p>

解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達

別表（第4条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定又は暫定再任用関係規定により採用する場合を除く。）

鳥取県職員に任命する

……職……級に決定する

……号給を給する

……勤務を命ずる

(ア)

……を命ずる

任期は…年…月…日

○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。

○所属部課所の長への採用の場合を除く。

(ア) 職名とする。

○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する

別表（第4条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）

鳥取県職員に任命する

……職……級に決定する

……号給を給する

……勤務を命ずる

(ア)

……を命ずる

任期は…年…月…日

○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。

○所属部課所の長への採用の場合を除く。

(ア) 職名とする。

○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する

<p>までとする</p>	<p>る法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。</p>	<p>までとする</p>	<p>る法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。</p>
<p>1 週間の勤務時間は ……時間とする</p>	<p>○任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>	<p>1 週間の勤務時間は ……時間とする</p>	<p>○任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>
<p>2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合) ……勤務を命ずる ……を命ずる 期限(任期)の定めのない職員となる</p>	<p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への昇任の場合を除く。 ○勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p>	<p>2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合) ……勤務を命ずる ……を命ずる 期限(任期)の定めのない職員となる</p>	<p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への昇任の場合を除く。 ○勤務延長職員又は<u>再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p>

<p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合）</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>4 配置換（昇任及び降任以外の方法で、所属部課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。）</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>1 週間の勤務時間は……時間とする</p>	<p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への配置換の場合を除く。</p> <p>○職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を配置換する場合に限る。</p> <p>○勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>（<u>暫定再任用職員のうち地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</u>以下同じ。）、任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時</p>	<p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合）</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>4 配置換（昇任及び降任以外の方法で、所属部課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。）</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>1 週間の勤務時間は……時間とする</p>	<p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員又は<u>再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への配置換の場合を除く。</p> <p>○職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を配置換する場合に限る。</p> <p>○勤務延長職員又は<u>再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○<u>地方公務員法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）、任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する</p>
---	--	---	---

<p>5～41 略</p> <p>42 <u>定年前再任用</u>（<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用する場合</u>）又は<u>暫定再任用</u>（<u>暫定再任用関係規定により採用する場合</u>）</p> <p><u>鳥取県職員に定年前再任用する</u> <u>鳥取県職員に暫定再任用する</u> ……職……級に決定する</p> <p><u>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する</u></p> <p><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する</u></p> <p><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する</u> ……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる 任期は……年……月……日までとする</p> <p>1週間の勤務時間は……時間とする</p>	<p>間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</p> <p>○<u>定年前再任用の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用の場合</u></p> <p>○<u>定年前再任用の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としての採用を除く。）の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としての採用に限る。）の場合</u></p> <p>○<u>所属部課所の長への定年前再任用又は暫定再任用の場合を除く。</u></p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</u></p>	<p>5～41 略</p> <p>42 <u>再任用</u>（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合</u>）</p> <p><u>鳥取県職員に再任用する</u> ……職……級に決定する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる 任期は……年……月……日までとする</p> <p>1週間の勤務時間は……時間とする</p>	<p>場合に限る。</p> <p>○<u>所属部課所の長への再任用の場合を除く。</u></p> <p>○<u>再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</u></p>
---	---	--	---

<p>43 任期更新</p>		<p>43 任期更新</p>	
<p><u>暫定再任用</u>の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○<u>令和3年改正法附則第4条第3項(令和3年改正法附則第5条第5項、第6条第3項又は第7条第5項)</u>において準用する場合を含む。)の規定により<u>暫定再任用</u>の任期を更新する場合に限る。</p>	<p><u>再任用</u>の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○<u>地方公務員法第28条の4第2項(同法第28条の5第2項又は第28条の6第3項)</u>において準用する場合を含む。)の規定により<u>再任用</u>の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p><u>育児休業等任期付職員</u>の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p><u>育児休業任期付職員</u>の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>特定任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>特定任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>一般任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>一般任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第2項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第2項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>44 任期満了退職</p>		<p>44 任期満了退職</p>	
<p><u>定年前再任用又は暫定再任用</u>の任期の満了</p>	<p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用</u></p>	<p><u>再任用</u>の任期の満了による退職</p>	<p>○<u>再任用職員</u>が任期の満了により退職する場合</p>

了による退職	職員が任期の満了により退職する場合に限る。		に限る。
任期付研究員の任期の満了による退職	○任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。	任期付研究員の任期の満了による退職	○任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。
育児休業等任期付職員の任期の満了による退職	○育児休業等任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。	育児休業等任期付職員の任期の満了による退職	○育児休業等任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。
特定任期付職員の任期の満了による退職	○特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。	特定任期付職員の任期の満了による退職	○特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。
一般任期付職員の任期の満了による退職	○一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。	一般任期付職員の任期の満了による退職	○一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。
任期付職員の任期の満了による退職	○任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。	任期付職員の任期の満了による退職	○任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。
45～54 略		45～54 略	
55 昇格（職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合） ……職……級に決定する		55 昇格（職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合） ……職……級に決定する	
<u>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する</u>	○定年前再任用短時間勤務職員の昇格の場合に限る。		
<u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する</u>	○暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の昇格の場合に限る。		
<u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する</u>	○暫定再任用短時間勤務職員の昇格の場合に限る。		
……号給を給する	○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員 <small>の昇格の場合を除く。</small>	……号給を給する	○再任用職員 <small>の昇格の場合を除く。</small>
56 降格（職務の級を現		56 降格（職務の級を現	

<p>に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合) ……職……級に決定する <u>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する</u> <u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する</u> <u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する</u> ……号給を給する</p> <p>57 略 第2～第5 略</p>	<p>○定年前再任用短時間勤務職員の降格の場合に限る。 ○暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の降格の場合に限る。 ○暫定再任用短時間勤務職員の降格の場合に限る。 ○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員の降格の場合を除く。</p>	<p>に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合) ……職……級に決定する</p> <p>……号給を給する</p> <p>57 略 第2～第5 略</p>	<p>○再任用職員の降格の場合を除く。</p>
---	--	--	------------------------------------

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
衛生 環境 研究 所	略				衛生 環境 研究 所	略			
	3 水環 境室、化 学衛生 室、保健 衛生室 及び大 気・地球 環境室 の職員					3 水環 境対策 チーム、 化学衛 生室、保 健衛生 室及び 大気・地 球環境 室の職 員			
略					略				
畜産 振興 局	略				畜産 課	略			
略					略				
中部 総合 事務 所	略				中部 総合 事務 所	略			
	11 県土 整備局 の職員 のうち 常時現 地で業 務に従 事する 職員(維 持管理					11 県土 整備局 の職員 のうち 常時現 地で業 務に従 事する 職員(河 川砂防			

のうち 常時現 地で業 務に従 事する 職員	ボン) 長靴 雨合羽 防寒服	1 1 1	36 36 36						
6 略					5 略				
7 略					6 略				
8 略					7 略				
9 略					8 略				
10 米子 県土整 備局の 職員の うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員(維持 管理課 の土木 監視員 及び河 川砂防 課の職 員を除 く。)	略				9 米子 県土整 備局の 職員の うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員(河川 砂防課 の職員 を除 く。)	略			
11 米子 県土整 備局の 職員の うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員(維持 管理課 の土木 監視員 及び河 川砂防 課の職 員に限	略				10 米子 県土整 備局河 川砂防 課の職 員のう ち常時 現地で 業務に 従事す る職員	略			

	る。)		
<u>12</u>	略		<u>11</u> 略
<u>13</u>	略		<u>12</u> 略
<u>14</u>	略		<u>13</u> 略
<u>15</u>	略		<u>14</u> 略
<u>16</u>	略		<u>15</u> 略
<u>17</u>	略		<u>16</u> 略
<u>18</u>	日野 振興セ ンター 日野県 土整備 局の職 員のう ち常時 現地で 業務に 従事す る職員 (維持 管理課 の土木 監視員 及び河 川砂防 課の職 員を除 く。)	略	<u>17</u> 日野 振興セ ンター 日野県 土整備 局の職 員(河川 砂防課 の職員 を除 く。)の うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員
<u>19</u>	日野 振興セ ンター 日野県 土整備 局の職 員のう ち常時 現地で 業務に 従事す る職員 (維持 管理課 の土木 監視員 及び河	略	<u>18</u> 日野 振興セ ンター 日野県 土整備 局河川 砂防課 の職員 のうち 常時現 地で業 務に従 事する 職員

	川砂防 課の職 員に限 る。)				
略			略		
県土 整備 事務 所	1 常時 現地で 業務に 従事す る職員 (維持 管理課 の土木 監視員 及び河 川砂防 課の職 員を除 く。)	略	県土 整備 事務 所	1 常時 現地で 業務に 従事す る職員 (河川 砂防課 の職員 を除 く。)	略
	2 常時 現地で 業務に 従事す る職員 (維持 管理課 の土木 監視員 及び河 川砂防 課の職 員に限 る。)	略		2 常時 現地で 業務に 従事す る職員 (河川 砂防課 の職員 に限 る。)	略
略			略		

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの細則によって鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する書類は、次項に定めるものを除き、<u>警察本部長が別に定める警察署の長</u>（以下「署長」という。）を経由して提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式第3号の5（第9条の10関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>1 略</p> <p>2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 様</p> </div>	<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの細則によって鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する書類は、次項に定めるものを除き、<u>住所地を管轄する警察署長</u>（以下「署長」という。）を経由して提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式第3号の5（第9条の10関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>1 略</p> <p>2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 様</p> </div>

<p style="text-align: center;">年 月 日 主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者の氏名</p> <p>別記様式第3号の7（第9条の13関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。</p> <p>1・2 略</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>4～8 略</p> </div> <p>別記様式第3号の13（第9条の18関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>1・2 略</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>4～8 略</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div>	<p style="text-align: center;">年 月 日 主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者の氏名</p> <p>別記様式第3号の7（第9条の13関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。</p> <p>1・2 略</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>4～8 略</p> </div> <p>別記様式第3号の13（第9条の18関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>1・2 略</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>4～8 略</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div>
---	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。